

改正

平成28年2月5日訓令第3号
平成29年3月29日訓令第50号
平成31年4月1日訓令第68号
令和2年3月30日訓令第45号
令和5年3月23日訓令第47号

鹿角市新規就農者研修支援事業奨励金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、就農を容易にするとともに、担い手の育成・確保を図るため、市域内で農業を生業とすることを目的に、技術及び経営を確立している市域内の農業経営体（農業生産法人及び集落営農組織を含む。）において研修等をする者に対し、奨励金を交付することに関し、補助金等の交付並びに適正化に関する規則（昭和49年鹿角市規則第32号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事業実施主体)

第2条 この要綱による事業の実施主体は、鹿角市（以下「市」という。）及びかづの農業協同組合（以下「農協」という。）とする。

(事業対象者)

第3条 事業の対象者（以下「研修者」という。）は、次の各号のいずれをも満たす者であつて、市域内で市が指定した農業経営体において、一栽培期間研修するものとする。

- (1) 市内に住所を有する者又は、住所を有する見込みの者であつて、研修終了後の市内就農が確実に見込まれる者
- (2) 申請時の年齢が、60歳未満の者

(研修者の応募及び決定)

第4条 研修を希望する者は、鹿角市新規就農者研修支援事業申請書（別記様式）を市長に提出するものとする。

- 2 市長及び農協組合長は、前項の規定による申請があつたときは、書類審査及び面接審査により選考し、受入経営体の承認を得て、研修者を決定する。
- 3 市長及び農協組合長は、前項の規定により研修者を決定したときは、申請者に対して連名で決定通知書を送付するものとする。

(奨励金の額等)

第5条 市長及び農協組合長は、次の各号に掲げる研修者の区分に応じ、予算の範囲内で当該各号に定める額の奨励金を研修開始後12か月を限度として交付するものとし、研修期間については年度を超えることはできないものとする。

- (1) 園芸作物（野菜、花き、果樹）、菌床しいたけ、畜産、葉たばこ（以下「園芸作物等」という。）及び園芸作物等と水稲との複合経営の研修者 月額10万円
- (2) 農業生産法人又は集落営農組織での生産技術及び経営技術研修者 月額10万円

- 2 前項の研修者に対する奨励金の負担割合は、市87.5%、農協12.5%とする。ただし、市、農協の協議により認められた場合においては農協の負担を求めないことができる。

(研修者の研修期間及び休日)

第6条 研修期間は、6か月以上12か月以内とする。ただし、冬期農業研修については、この限りではない。

- 2 研修期間中は、原則として月曜日から金曜日まで研修に専念することとし、土曜日、日曜日、祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日）及び年末年始（12月29日から翌年1月3日までの日）は休日とするほか、研修に支障のない範囲で年間20日間を上限（研修期間が12か月を下回る場合は、研修期間の月数に12分の20を乗じて算定する。）に平日（研修に専念すべき休日以外の日）の休日取得を可能とする。ただし、病気等によりやむを得ない事情でそれを超えて休む場合は、事前に市長の許可を得なければならない。
- 3 研修時間は午前8時30分から午後5時15分までのおおむね8時間程度を基本とし、受入先等の研修内容等により変更できるものとする。

(奨励金の支給)

第7条 奨励金は、その月の研修終了後になされる研修者からの請求に基づいて、翌月に研修者に支給するものとする。ただし、研修者から要望があつたときは、これによらないことができる。

- 2 研修者は、前項の請求をしようとするときは、その月の研修に係る作業日誌及び出勤簿を請求書に添えなければならない。
- 3 研修者が虚偽の申告をした場合又は研修に専念していないことが認められたときは、原則として奨励金は支給しない。
(奨励金の返還)

第8条 市長及び農協組合長は、研修者が研修期間中に事業対象要件を欠くに至ったときは、奨励金を返還させるものとする。
(報告)

第9条 研修者は、研修期間中、毎月、研修作業実績を市長に報告するものとする。この報告は出勤簿、作業日誌の提出をもってかえることができる。
(研修指導等)

第10条 市及び農協は、研修期間中、研修者が円滑に技術を習得できるよう指導するとともに、営農計画の作成や資金調達について、制度の活用等の支援を行うものとする。

- 2 市は、研修期間中、研修者を受け入れた農業経営体に対して月額4万円を負担するものとする。
- 3 市は、研修者の受入先となる農業経営体にあつては、農業法人の場合は役員、先進農家の場合は農業士の資格を有するなど、必要、かつ、十分な指導と研修を統括できる指導責任者を有するものを選定するものとする。ただし、次の各号のいずれかに掲げる農業経営体は、除外するものとする。
 - (1) 研修対象者の親族(三親等以内のもの)である場合
 - (2) 研修対象者と過去に雇用契約(短期間のパート及びアルバイトは除く。)を結んでいた場合
(保険加入)

第11条 研修者は、各自傷害保険に加入するものとする。
(補則)

第12条 この要綱に定めのない事項については市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行し、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則 (平成28年2月5日訓令第3号)

この要綱は、平成28年2月5日から施行する。

附 則 (平成29年3月29日訓令第50号)

この要綱は、平成29年3月29日から施行する。ただし、第5条の改正規定は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年4月1日訓令第68号)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月30日訓令第45号)

この要綱は、令和2年3月30日から施行する。

附 則 (令和5年3月23日訓令第47号)

この要綱は、令和5年3月23日から施行する。

鹿角市新規就農者研修支援事業申請書

年 月 日

鹿角市長 様

住 所
氏 名 印

新規就農者研修支援事業研修生として次のとおり研修を希望しますので、決定願いたく申請します。

氏 名	(ふりがな)	写 真
住 所	〒 TEL	
生年月日	年 月 日 (歳)	未婚・既婚
最終学歴 現在職業		
研修科目	園芸作物 (野菜()・花き()・果樹()) 菌床しいたけ・畜産・葉たばこ・水稻 ※複合経営に限る 生産技術・経営技術	
研修期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (か月間)	
研修後の 栽培面積 等		
研修に対 する抱負 等		

家 族	続柄	氏名	年齢	農業従事状況（職業）	備考

専兼別		1. 専業農家 2. 兼業農家 3. 新規参入				
【 経 営 土 地 】				【 家 畜 】		
農 業	作目	作付面積	受託面積	合計	種別	頭羽数

確 約 書

私は、研修終了後は、市域内において確実に就農することを確約します。

栽培作物名 _____ 栽培面積等 _____

栽培予定地等 _____

将来の経営目標